



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第73号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

学芸統括監、研究幹、主任教官及び教官の職を新たに設けることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規**則**

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第37号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

						「主席研究員
						研 究 幹
別表中「研究調整監」を	「研究調整監	に、	「主席研究員	を	研 究 幹	に、
	学芸統括監」		専 門 研 究 員」		専 門 研 究 員	
						主 任 教 官」

「隊 員」を 「隊 員 教 官」 に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。